

運動部活動に係る活動方針

令和5年4月
仙台市立八乙女中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

心身ともに健康で思いやりの心を持ち
未来に向かって たくましく共に生きる生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、運動部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 運動部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ① 運動部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ② 運動部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③ 運動部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記(1)(2)の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・運動部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・運動部顧問は、上記(3)毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・運動部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部

- ①令和5年度は下記の運動部を設置することとする。
- ②運動部顧問、外部指導者、部活動指導員については別表参照

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
野球	○	○	バスケットボール	○	○	陸上	○	○
サッカー	○	○	バレーボール	○	○	水泳	○	○
ソフトボール	-	○	卓球	○	○	剣道	○	○
ソフトテニス	○	○	バドミントン	○	○			

(2) 保護者への説明

- ①運動部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②運動部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも朝練習も含めて2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ①同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6)強化練習期間(ハイシーズン)

・年間計画に設定した強化練習期間(ハイシーズン)には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

※ハイシーズンとは中総体、新人大会、中体連が共催する大会等、年3回までとする。

(7)活動時間

・活動時間は以下のようにする。(下校時間は終了時刻の10分後とする)

①終了 16:35 完全下校 16:45

②長期休業中の活動時間については、別に定める。また、土・日の部活動は学校長の許可以外は認めない。

③校外で練習や試合を行ったり、勤務時間外(朝練習、休日)に活動したりする場合は届出を提出し、学校長の許可を得る。

・活動時間の延長については、届出を提出し、学校長の許可を得て以下のように実施できる。

①夏期間(4月～10月): 授業終了後～18:20(18:30完全下校)

②冬期間(11月～2月): 授業終了後～17:20(17:30完全下校)

(3月): 授業終了後～17:50(18:00完全下校)

※特別延長(11月～2月):各種コンクールや春季大会などの公式戦に向けて、最大1ヶ月前から完全下校18:00まで延長可能とする。

※朝練習:7:30～8:00(8:20までに着替えを終えて教室に入る)

5 適切な指導

(1)生徒の心身の健康管理

・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2)事故防止

・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3)スクールコンプライアンスの遵守

・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1)参加する大会等の精選

①運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。

②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2)参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。

※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7 その他

・本方針の基本的な考え方は、本校における文化的活動についても原則として適用し、改善に着手していくように努める。